

公の施設の使用料減免基準の 見直し予定について

1.見直しの背景・目的

- 公の施設の使用料は、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を確保するため、利用にかかる経費は利用者が負担するという「**受益者負担の原則**」に基づき、利用者に適正な負担を求めることとしています。
- 一方で、本市の公共施設では、各種団体の活動を支援する観点から、施設ごとに規則等により基準を設け使用料の減額・免除を行ってきました。

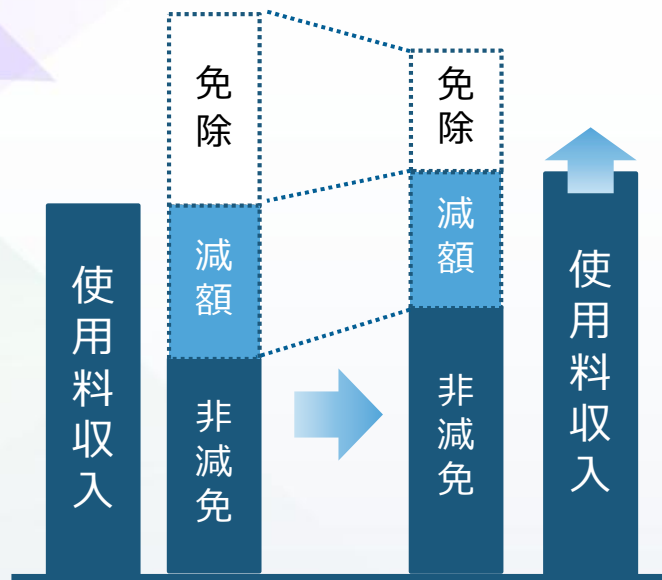
1.見直しの背景・目的

- 使用料の減免は、利用者負担の明確化、使用者間の公平性の観点から特例的な措置であるため、出来るだけ範囲を限定し、統一的な基準により運用することが必要です。そのため、市は平成30年度に策定した「**公共施設利用者負担基準**」の中で、具体的な減免基準について定めることとしました。
- しかしながら、多くの公の施設において、施設独自の減免規定が引き続き運用されており、一部の利用者からは、その公平性に対して疑問の声があがっています。
- そのため、**受益者負担の原則**を堅持するとともに、**使用者間の公平性**を確保する観点から、特例的な措置である減免基準とその運用について見直すこととしました。

2.見直しの基本的な考え方

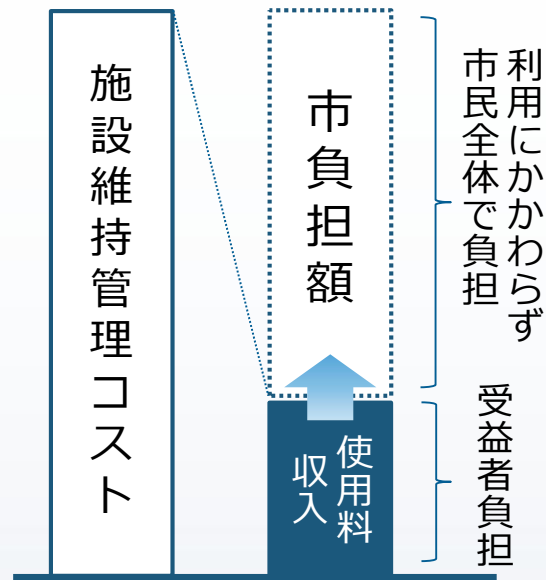
使用者間の公平性

減免の限定適用による
使用者間の公平性の担保



受益者負担の原則

施設の利用者が
応分の使用料を負担



2.見直しの基本的な考え方

- 「公の施設の使用料減免基準の見直し基本方針（案）」において、減免を適用する場合の基本的な統一基準を規定

○団体利用の場合

利 用 者 区 分	減免率
市、市教育委員会が主催・共催するとき	免除
市内の小学校、中学校、養護学校、保育園、幼稚園が教育・保育活動で利用するとき	
市、市教育委員会が後援・協賛するとき	50%減免
市内の高等学校が教育活動で利用するとき	
市内の65歳以上の人で組織された団体が利用するとき	
市内の障害者団体が利用するとき	
市内の中学生以下の人で組織された団体が利用するとき	
市長が特に認めるとき(※)	

○個人利用の場合

利 用 者 区 分	減額率
3歳未満	免除
3歳から小学生まで、高齢者(65歳以上)、障害者	50%減免
市長が特に認めるとき(※)	
個人利用施設における20名以上の利用(団体割引)	10%減免

「基本方針」の策定に伴い、減免基準を引用した「公共施設利用者負担基準」も一部改正する必要があります。

2.見直しの基本的な考え方

想定している主な見直し内容

- **100%減免となっている団体・利用実態・経過等の精査**
- **統一基準と現行の減免適用実態に差異がある事例の精査**
- **その他政策的判断を要する事例の精査**